

保護者クレーム訴訟

小学校の教諭が保護者を訴えるという前代未聞の訴訟について、2月28日さいたま地裁熊谷支部で判決がありました。

訴えていたのは埼玉県内の小学校に勤務する40代の女性教諭で、訴えの内容は、受け持っている小学3年の学級の児童同士のトラブルを巡り、女兒の母親から「相手が悪いのに謝らせようとした」と非難され、その後、教諭と保護者がやり取りする連絡帳に「自分の感情で不公平なことをして傷つけています」などの批判を8回にわたって書かれ、更に、県教委に名指しで非難されると共に、警察にも「娘がたたかれた」と訴えられるなどして不眠症に陥り「学校生活の継続に支障を生じさせられた」として、両親に慰謝料500万円を求めていたものです。

これに対して、女兒の両親は「算数の答案に正しい答えを書いたのに×にされた。異常な行為をやめてほしくて書き込んだ。差別やいじめで娘を苦しめている。悪質極まりない」等と反論。父親は法廷で「学校側にモンスター・ペアレントと決めつけられた」などと述べていました。

今回の判決で裁判長は、保護者が連絡帳に「悪魔のような先生」と書いたことについて「社会的評価を下げる部分を含む」と指摘しつつも、学校関係者らは守秘義務を負う事から「内容がみだりに伝播するとは考えにくい」として記述の公然性を認めず、名誉毀損は成立しないとし、教諭の請求を棄却しました。

これに対して、原告側弁護士は「判決は被告の行為の一部を正当でないと判断した。訴訟の意義はあった」と述べていますが、一方、勝訴した被告の両親は「教諭や学校への不信感に残り、問題は収束していない。学校や教育委員会とは別の第三者機関があれば、こうした問題に苦しむ親や先生が減るのではないか」と述べています（以上、3月1日付朝日新聞他から）。

女性教諭が保護者を訴えたのは昨年9月の事ですが、このニュースを聞いた時、正直驚きました。保護者が学校や教師を訴えるという話しは良く聞きますが、逆は初めてだと思います。喻は良くないかも知れませんが、「犬が人を噛んでもニュースにならないが、人が犬を噛んだらニュースになる」という言葉を思い出してしまいました。

昔から、学校にクレームを付ける親は存在しましたが、今日のように「モンスター・ペアレント」という形で問題が顕在化し始めたのはそう古い話ではありません。

学校や教師に対して、明らかに理不尽と思える要求や抗議を繰り返す保護者の存在は、円滑な学校運営にとって大きな問題である事は事実だと思います。この

ため、女性教諭が保護者を訴えた事に対して「よくやった」と評価する教育関係者がいたと聞きますし、また、保護者から訴訟を起こされるリスクに備え、「教職員賠償責任保険」に加入する教師も増えているそうです。

この様に、教育現場が、保護者との間で訴訟にまで発展してしまう程の緊張関係にあるというのは、非常に不幸な事です。特に、教師までが、保護者に対して被害者意識を募らせ法的に対抗しようというのは尋常ではありません。

今回の訴訟について、報道を見る限りでは分からない事も多いのですが、双方の主張の相違点は明確です。即ち、訴えた教師の側は「モンスター・ペアレントの被害者」という主張であり、訴えられた方の保護者は「教師の力量不足がそもそもの原因」という主張です。これに対して判決は、保護者の行為に行き過ぎを認めていますが、教師の請求を棄却していますので、単純に教師を「モンスター・ペアレントの被害者」と判断している訳でもありません。

今回の訴訟に関して、学校が訴えを起こした教師を後押ししていたと聞きました。学校側が教師を守ろうとしたのだと思います。ただ私は、学校の姿勢に対して、「待てよ」という気持ちもないわけではありません。

学校側が教師を守ろうというのは、ある意味当然の事です。訴訟に発展する前に、学校として為すべき事を為していたのでしょうか？ その事が、私の一番の疑問です。少なくとも、訴訟になってから後押しするというのでは、本当に教師を守っている事にはなりません。

保護者から学校や教師に対し、しばしば不満や抗議が寄せられる事が往々にしてありますが、その時に、学校や教師はどう対応すべきなのでしょう。

間違っても、クレームをつける保護者を頭から「モンスター」と決めつけ、防御線を張る様な真似はすべきではありません。そんな事をすれば、単に苦情を述べに来た保護者をわざわざ「モンスター」に変身させる様なものです。

学校側がまず為すべき事は、保護者から寄せられたクレームの内容を具体的に把握する事です。何が問題なのかを明確にし、改善すべき点があれば学校側として誠意を以て対処すべきです。保護者の誤解や非常識な要求であれば、その事をきちんと説明すべきでしょう。

少なくとも、何とか穏便にという姿勢で、事を曖昧に処理しようとしてはなりません。

また、保護者との話し合いに当たっては当事者任せにせず、複数の教職員で対応すべきです。特に大事な事は、教師を孤立させず学校全体で取り組む事です。

また、保護者とのトラブルについては、教師や学校だけで抱え込まず、状況を的確に判断しながら教育委員会など関係機関とも連携して行く必要はあります。

教師や学校にクレームをつけてくる保護者の心は、被害者意識で凝り固まっている事が多いと思います。その意識を解きほぐす事は容易ではありません。

冷静に、そして、真摯で誠意ある対応は、全てに共通する事です。

(塾頭：吉田 洋一)